

予 算 要 求 資 料

令和5年度当初予算

支出科目 款：款：総務費 項：企画開発費 目：土地利用対策費

事業名 地価調査事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

都市建築部 都市政策課 土地計画調査係 電話番号：058-272-1111(内4717)

E-mail：c11654@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 27,320 千円 (前年度予算額：27,320 千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	27,320	0	0	0	0	0	0	0	27,320
要求額	27,320	0	0	0	0	0	0	0	27,320
決定額	27,320	0	0	0	0	0	0	0	27,320

2 要 求 内 容

(1) 要求の趣旨（現状と課題）

国土利用計画法施行令に基づき、各都道府県において毎年7月1日における調査地点の価格を土地取引価格の算定の指標として公表している。

地価という社会経済指標の算定にあたっては、県内各地域の実情に合致した調査地点を選定し、全国的に一律な方法で適正に算定することが必要である。

(2) 事業内容

毎年、県内全市町村に設置した360地点の調査地点の7月1日現在の標準価格を不動産鑑定士による鑑定評価に基づき算定し、結果を9月下旬に公表する。

公表にあたっては、全国の地価調査の情報を管理する土地情報センターが提供する都道府県地価調査等支援システムを利用し、分析を行う。

(3) 県負担・補助率の考え方

地価調査の調査結果は、一般の土地取引価格及び公共事業用地の取得価格算定の指標や、国土利用計画法に基づく監視区域などの土地取引規制の基礎資料となっており、県が当該事業を負担する妥当性がある。

(4) 類似事業の有無

類似事業：有（国が実施する「地価公示」）

地価公示は、国土交通省が、毎年1月1日時点の都市計画区域内の宅地価格を調査し、公表する調査である。

令和4年1月1日時点の地価公示では県内21市17町において382地点が基準地に設定された。

3 事業費の積算 内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
委託料	26,770	地価調査事業委託料
その他	550	都道府県地価調査等支援システム使用料
合計	27,320	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

国土利用計画法施行令第9条第1項に基づき実施

(2) 国・他県の状況

本調査は、全都道府県で実施

(3) 後年度の財政負担

本調査は、毎年実施

(4) 事業主体及びその妥当性

本調査は、国土利用計画法施行令第9条にもとづき、都道府県知事が実施するものとされている。

事業評価調査書（県単独補助金除く）

新規要求事業

継続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

一般の土地取引価格及び公共事業用地の取得価格算定の指標となる県内の基準値の毎年7月1日における価格を公表する。

この調査結果は、地価高騰の未然防止のために指定する監視区域などの土地取引規制の基礎資料としている。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前 (R)	R3年度 実績	R4年度 目標	R5年度 目標	終期目標 (R)	達成率
①						
②						

○指標を設定することができない場合の理由

地価調査は全国一律で行う土地の価格の調査であり、地域の状況や経済、社会の情勢を正しく反映するためには、目標を設定することは適切でないため。

（これまでの取組内容と成果）

令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> 調査地点数：360地点 価格調査時点：令和2年7月1日 調査結果については、一般の土地取引価格及び公共事業用地の取得価格算定の指標として活用されている。
	指標① 目標：___ 実績：___ 達成率：___ %
令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> 調査地点数：360地点 価格調査時点：令和3年7月1日 調査結果については、一般の土地取引価格及び公共事業用地の取得価格算定の指標として活用されている。
	指標① 目標：___ 実績：___ 達成率：___ %
令和4年度	令和6年度当初予算にて追加
	指標① 目標：___ 実績：___ 達成率：___ %

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

<p>・ 事業の必要性(社会情勢等を踏まえ、前年度などに比べ判断) 3：増加している 2：横ばい 1：減少している 0：ほとんどない</p>	
(評価) 2	<p>本調査は、国土利用計画法施行令第9条第1項に基づき、毎年都道府県知事が実施するものであり、土地取引規制の基礎資料となっている。また、地価は県内の社会経済状況を表す指標でもあり、新聞にも公表されるなど、毎回注目されている。</p>
<p>・ 事業の有効性(指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか) 3：期待以上の成果あり 2：期待どおりの成果あり 1：期待どおりの成果が得られていない 0：ほとんど成果が得られていない</p>	
(評価) 2	<p>一般の土地取引価格及び公共事業用地の取得価格算定の指標となっており、広く活用されている。</p>
<p>・ 事業の効率性(事業の実施方法の効率化は図られているか) 2：上がっている 1：横ばい 0：下がっている</p>	
(評価) 1	<p>地価動向や各地域における土地取引・土地利用の状況が把握できるよう、調査地点数を確保し、適切な地点を選定している。</p>

(今後の課題)

<p>・ 事業が直面する課題や改善が必要な事項 土地取引の状況や都市計画の変更を踏まえ、調査地点を設定する地区等を適宜見直す必要がある。一方、地価という社会経済指標を算定するには、地域の状況に合致した調査地点数を確保することが必要である。</p>

(次年度の方向性)

<p>・ 継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 地価調査は、土地取引価格等の指標だけでなく景気動向を反映する指標として県民のニーズや注目度は高い。今後も、引き続き国土利用計画法に基づき地価調査事業を実施していく。</p>

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

<p>組み合わせ予定のイベント 又は事業名及び所管課</p>	【〇〇課】
<p>組み合わせる理由 や期待する効果 など</p>	